

●平成30年6月15日より「特別用途地区」を指定しました。  
その区域では、“南城市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例”に基づき、建築物の用途制限を行っています。

名 称：沿道複合地区（佐敷地域西部地区）

用途制限：(1)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 その他これらに類するもの

(2)畜舎（ペット関連施設を含む。）

